

第三十三号議案

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「一八、八二七人」を「一九、〇六八人」に改め、同表二の項中「六、七〇二人」を「六、七一五人」に、「三、六三三人」を「三、六〇三人」に、「一二、八五六人」を「一二、八三九人」に改め、同表四の項中「六三人」を「六四人」に改め、同表七の項中「七四一人」を「七八六人」に改め、同表合計の項中「三二、七五六人」を「三三、〇二六人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。